○農林水産省告示第三百六十二号

森林法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十四号）及び森林法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第三百九十六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、森林法等の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

平成二十九年三月九日　　農林水産大臣　山本　有二

森林法等の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係告示の整備に関する告示

第一　昭和三十七年七月二日農林省告示第八百五十一号（森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件）の一部を次のように改正する。

４の様式の注意事項２中「伐採する者が伐採後の造林に係る権原を有しない」を「伐採をする者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する」に、「伐採する者と当該権原を有する」を「当該伐採をする者と当該伐採後の造林をする」に改める。

６の様式の次に次の一様式を加える。

６の２　規則第14条の２の報告書の様式

伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書

年　月　日

市町村長　殿

住　所

報告者　氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）　印

年　月　日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採及び伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の８第２項の規定により報告します。

１　森林の所在場所

| 市郡 | 町村 | 大字 | 字 | 地番 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |

２　伐採の実施状況

| | | | |
|---|---|---|---|
| 伐採面積 | | | ha |
| 伐採方法 | 皆伐・択伐 | 伐採率 | % |
| 伐採樹種 | | | |
| 伐採の期間 | | | |

３　伐採後の造林の実施状況

| | 造林の方法 | 造林の期間 | 造林樹種 | 樹種別の造林面積 | 樹種別の造林本数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 人工造林 | | | | ha | 本 |
| 天然更新 | | | | ha | 本 |

４　備考

| |
|---|
| |

注意事項

１　報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。

２　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

３　森林の所在場所ごとに記載すること。

４　面積は、小数第２位まで記載し、第３位を四捨五入すること。

５　樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつその他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。

６　伐採方法欄には、皆伐又は択伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。

７　造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による場合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。

８　人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。

９　天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。

７の様式の次に次の四様式を加える。

７の２　規則第16条の２第１項の申出書の様式

要間伐森林通知をすべき旨の申出書

年　月　日

市町村長　殿

住　所

申出者　氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）　印

次の森林について要間伐森林として当該森林の森林所有者等に通知されたく、森林法第10条の10第３項の規定により申し出ます。

| 要間伐森林の所在場所 | 市郡 | 町村 | 大字 | 字 | 地番 |
|---|---|---|---|---|---|
| 申出者が受け、又は受けるおそれのある不利益の内容 | | | | | |
| 備考 | | | | | |

注意事項

１　申出に係る要間伐森林の所在する市町村ごとに提出すること。

２　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

３　申出者が受け、又は受けるおそれのある不利益の内容欄には、「申出に係る要間伐森林の立木の折損により所有する立木に傷害を与えるおそれがある」、「申出に係る要間伐森林内の枯死木の病虫害により所有する立木の罹病を引き起こすおそれがある」など具体的に記載すること。

４　備考欄には、申出に係る要間伐森林の森林所有者等の氏名又は名称が判明している場合には、その旨を記載すること。

５　申出に当たつては、当該申出に係る要間伐森林に係る間伐又は保育に利害関係を有する者であることを証する書面を添付すること。